平成２９年（フ）第１５１７号
横浜市神奈川区白幡南町15番５号　ユンカー横浜102号
債務者　望月　公二
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５２３号
横浜市栄区飯島町2091番地　第一サイトウハイツ102号
債務者　外岡　芳美（旧姓嘉山）
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５２５号
横浜市港北区綱島西６丁目８番３号　ハイムサクセス102
債務者　伊藤　真一
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５３４号
横浜市中区富士見町２番地１　東亜ビル603号室
債務者　石井　好美
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月11日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２１号
沖縄県沖縄市字松本937番地３　メゾン福美205
債務者　宮良　源弘
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第１３７９号
横浜市保土ケ谷区川島町983番地　ハイツ板津２Ｆ
債務者　奥田久美子
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５４４号
横浜市港南区大久保３丁目40番３―204号
債務者　大内真由美（旧姓西巻）
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第７８３号
千葉県柏市南逆井７丁目17番１号　フォーラム野口201号、開始決定時の住所千葉県柏市南増尾６丁目15番25号
破産者　蛯原　利幸
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６３３号
東京都文京区白山２丁目12番２号
破産者　鹿島印刷株式会社
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１２５７号
東京都三鷹市井の頭５丁目２―13
破産者　土田　康之
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１２５８号
東京都三鷹市井の頭５丁目２―13
破産者　土田奈緒美
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３０２号
東京都板橋区大原町14―15　フジハイツ３号館502、住民票上の住所東京都文京区白山２丁目12―２
破産者　笹沼　隆一
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３０３号
千葉県佐倉市江原台１丁目11―１―203
破産者　笹沼　文子
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１４２５号
東京都あきる野市五日市800
破産者　三巻　弘敬
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１９２７号
東京都文京区小日向４丁目２―２―302
破産者　茂内まどか
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２４１４号
東京都世田谷区用賀１丁目４―１―301
破産者　安藤美和子
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２５９４号
東京都渋谷区幡ケ谷２丁目８番15号
破産者　有限会社テイクス
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部